

家庭用ルームエアコン・家庭用衣類乾燥機

再商品化料金改定のお知らせ

東京ガス株式会社は、消費税率引上げに伴い2019年10月1日より再商品化等料金(家電リサイクル料金)を改定いたしますので、特定家庭用機器再商品化法第20条第1項の規定に基づき公表いたします。

■ 対象品目

- 家庭用ルームエアコン(東京ガス製品の家庭用ルームエアコン)
- 家庭用衣類乾燥機(東京ガス製品の家庭用衣類乾燥機)

■ 料金表

(消費税込総額表示)

品目	新料金	旧料金
家庭用 ルームエアコン	990円	972円
家庭用 衣類乾燥機	2,530円	2,484円

■ 改定料金の適用について

1. 新料金は次のいずれかに該当する場合に適用いたします。

- (1) 家電リサイクル券(管理票)の交付日(引取日)の欄の記載が、2019年9月30日以前の日付以外のもので、かつ、指定引取場所への引渡日が2019年10月1日以降のもの。
- (2) 家電リサイクル券(管理票)の交付日(引取日)の欄の記載が、2019年9月30日以前の日付のもので、かつ、指定引取場所への引渡日が2020年1月1日以降のもの。

2. 旧料金を、経過措置として次に該当するものに適用いたします。

家電リサイクル券(管理票)の交付日(引取日)の欄の記載が、2019年9月30日以前の日付のもので、かつ、指定引取場所への引渡日が2019年10月1日より2019年12月31日までのもの。

< 適用事例 >

		家電リサイクル券(管理票)の交付日(引取日)欄の記載内容			
		2019年9月30日以前の日付のもの	2019年9月30日以前の日付以外のもの		
			再商品化等料金の領収日欄の記載が2019年9月30日以前の日付のもの	再商品化等料金の領収日欄の記載が2019年9月30日以前の日付以外のもの	新料金適用
指定引取場所引渡日	2019年10月1日より 2019年12月31日まで	旧料金適用	旧料金適用	新料金適用	
	2020年1月1日以降	持込者の申告により旧料金を適用	持込者の申告により旧料金を適用		
		持込者の申告がない場合、新料金を適用	持込者の申告がない場合、新料金を適用		

3. この料金は、1台当たりであり、全国同一の料金です。

4. この料金とは別に、小売業者、市町村等の収集運搬料金が必要となります。